

平成29年度行政事業レビューシート(消費者庁)

事業名	消費者表示の対策に必要な経費			担当部局庁	消費者庁	作成責任者		
事業開始年度	平成21年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	表示対策課	課長 大元 慎二		
会計区分	一般会計							
根拠法令(具体的な条項も記載)	不当景品類及び不当表示防止法 食品衛生法 農林物資の規格化等に関する法律 家庭用品品質表示法 住宅の品質確保の促進等に関する法律 健康増進法 食品表示法 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律			関係する計画、通知等	消費者基本計画 消費者基本計画工程表 施策番号 1(4)⑨、2(1)①~③、2(2)①、②、2(3)②~④			
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)等の規定に基づく表示等に関する規制・制度を運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	・景品表示法に係るガイドラインや違反事例の周知等による普及・啓発活動を実施し、事業者及び事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援するとともに、不当な表示に対しては景品表示法の規定に基づく厳正な執行を行う。 ・景品表示法違反の未然防止等の観点から、公正競争規約が積極的に活用され、適切な運用が行われるよう関連団体等を支援する。 ・家庭用品品質表示法について、品質表示を行う対象品目及び表示内容の標準に関する見直しの検討を行い、必要に応じて規程等の改正を行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質法)の規定に基づく住宅性能表示制度の普及を行うとともに、消費者のニーズや評価技術の進歩に応じた評価方法の充実を図る。 ・食品表示の適正化に向けて、法令違反に対しては厳正に対処するほか、関係府省庁や都道府県等と緊密に連携した効果的、効率的な執行や執行体制の整備を通じて関係機関との連携強化を図る。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求	
		補正予算	103	111	166	152	158	
		前年度から繰越し	▲2	▲2	▲0.2	-	-	
		翌年度へ繰越し	50	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	執行額	151	109	165.8	152	158		
執行率(%)	92	81	112	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	61%	74%	68%	-	-			
歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
消費者政策調査費	59.7	64						
非常勤職員手当	56.7	56.7						
情報処理業務庁費	9	14						
審査活動費	9	9						
審査活動旅費	6.6	6.6						
その他	11	7.7						
計	152	158						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-
	-	-	目標値	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	-							

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	<p>本事業の目標は、景品表示法等の厳正な運用や普及・啓発等の取組を通じて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するような表示等を排除し、一般消費者の利益を確保することにある。</p> <p>本事業の成果は、事案の規模(対象商品・サービスに係る関係人の売上高や市場規模)、事案の将来性(対象商品・サービスが今後どの程度成長するか)といった、個々の事案ごとにその程度が異なる事情に基づいて計測されるものであり、定量的な指標を示すことは困難である。</p>			<p>不当表示等の事案に対し行政処分を行うなど所管法の厳正な執行に努めるとともに、積極的な普及・啓発活動に努めることで、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保することを定性的な目標とする。</p> <p>不当表示に対して景品表示法の規定に基づく措置命令を行うなど所管法令の厳正な執行に努めたほか、事業者団体が主催する説明会への講師派遣等を通じて景品表示法等に係る普及啓発にも努めるなど、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に向けた各種取組を行った。</p>				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	事業者等に対して景品表示法に係る普及・啓発を行い、同法違反行為を未然に防止し、もって一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保する。 (事業者団体等からの要望等に基づいて、説明会等への講師派遣を行っているところ、要望数は状況によって変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	景品表示法に係る説明会等への講師派遣回数	実績	件	201	151	153	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	景品表示法の規定に基づく措置命令件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	30	13	27	-	-	
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	景品表示法に係る課徴金納付命令件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	-	-	1	-	-	
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	景品表示法に係る行政指導件数 (状況に応じて対処すべき案件数は変化するため、具体的な目標値を設定することは困難)	活動実績	件	294	178	138	-	-	
		当初見込み	-	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	本事業の遂行に当たっては、調査開始の契機となる端緒源が様々であるほか、問題となった商品の分析検査等の必要性を事案ごとに判断する必要があるところ、各行政処分事案の処理に要したコストは様々であり、画一的に単位当たりコストを算出することは困難である。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-	-	-
		計算式	/	-	-	-	-	-	

政策評価	政策	消費者政策の推進										
	施策	消費者表示対策の推進										
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		景品表示法執行状況(措置命令件数)	実績値	件	30	13	27	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
		定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		景品表示法執行状況(課徴金納付命令件数)	実績値	件	-	-	1	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
		定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		景品表示法説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)	実績値	件	201	151	153	-	-			
目標値			-	-	-	-	-	-				
定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度				
家庭用品品質表示法に係る説明会への講師派遣状況(講師派遣件数)	実績値	件	-	20	20	-	-					
	目標値	-	-	-	-	-	-					
定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度				
インターネットにおける健康食品の広告への改善要請後の改善率(%) (改善された商品数/改善要請商品数)	実績値	%	100	100	100	-	-					
	目標値	-	-	-	-	-	-					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-												

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するためには、本事業によって表示の適正化を図っていくことが必要不可欠であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	景品表示法等の普及・啓発や執行は、法律を所管し、これらについて中心的な役割を果たしている消費者庁(国)が直接実施する必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	表示の適正化のためには、所管法令の普及・啓発を通じた違反行為の未然防止と厳正な法執行を通じた表示の是正が不可欠である。また、表示の適正化による一般消費者の合理的な選択確保は、消費者政策全体においても重要な役割を果たしており、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	例えば、景品表示法違反事件調査において商品の分析検査を外注する場合には、特殊な事情がある場合(検査機関が1施設しか存在しない場合など)や当該事業を安全・確実かつ経済的に実施することができる事業者が他にいない場合を除き、複数の検査機関・事業者から見積りを徴取したほか、分析検査以外についても一般競争入札に付すなど、競争性が確保されるように努めているところである。	
	<input type="checkbox"/> 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 <input type="checkbox"/> 競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○		真に必要な費用のみを受益者へ支出している。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	所管する法律に係るパンフレットや講師派遣等の普及・啓発活動に係る費用、違反被疑情報に係る調査のための費用など、本事業の費目・使途は、いずれも事業目的の達成のために必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札の実施によって予定価格より廉価で落札されたり、契約後に生じた他律的な要因によって執行額(支払額)が当初の見込みより減るなどして不用率が高くなった。なお、本事業については、事件の多寡やその性質に応じて必要な予算額が変動するところ、その変動分を見越した上で予算要求を行っていることから、結果的に不用率が高くなったものと考えられる。	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	前記のとおり定量的な成果目標・成果実績を示すことは困難であるものの、景品表示法の規定に基づく厳正な執行や同法に係る普及啓発という成果実績は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するという定性的な成果目標の達成に十分寄与しているものと考えられる。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	検査機関から提出された検査結果等については、景品表示法の規定に基づく措置命令に際して事実認定に用いられるなど、本事業の成果物は十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	所管府省名	事業番号		事業名

点検・改善結果	点検結果	○平成28年度においては、景品表示法の規定に基づき27件の措置命令と1件の課徴金納付命令を行った。景品表示法違反事件調査では、問題となった商品の分析検査において、特殊な事情がある場合(検査機関が1施設しか存在しない場合など)を除き、複数の検査機関から見積りを取るなど、適正な支出に努めている。
	改善の方向性	○平成29年度においても、引き続き、景品表示法等の規定に基づき、厳正かつ効率的・効果的な業務実施に努める。 引き続き、景品表示法違反事件調査では、問題となった商品の分析検査において、特殊な事情がある場合(検査機関が1施設しか存在しない場合など)を除き、複数の検査機関から見積りを取るなど、適正な支出に努める。 国と地方が一体となって景品表示法等に係る執行力を強化できるよう、都道府県等との情報共有をより緊密に行い、より一層の効率的な景品表示法等違反事件調査に努める。
外部有識者の所見		
行政事業レビュー推進チームの所見		
一部の事業内容の改善		○事業の成果が的確に反映されるアウトカムやアウトプットを設定するとともに、事業の効果を適切に検証する手法を確立するよう努めるべき。 ○一者応札があることについて、他の類似事業の執行における取組も参考にしながら引き続き競争性の確保に努めるべき。 ○執行率が低下していることを踏まえ、適切かつ効率的な事業の執行に努めるべき。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
現状通り		○現状設定しているアウトカム及びアウトプットが、本事業の成果を最も適切に示す指標であるため、引き続き、当該指標を設定する。 ○一者応札があることについて、仕様書の記載を改善することを検討するなど、事業の実行性を損なわない範囲で、引き続き、競争性の確保に努める。 ○景品表示法に係る行政指導件数は減少しているものの、同法の規定に基づく措置命令件数は増加している。また、平成29年1月には、課徴金制度の導入後、初の課徴金納付命令を発出するなど、件数のみならず社会的な影響力の大きい事案を積極的に取り扱っているところ、引き続き、同法の厳正な運用に努める。
備考		

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	0014
平成25年度	0016	平成26年度	0016	平成27年度	0019
平成28年度	0020				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

消費者庁
112.0百万円

A. 各検査機関等(9者)(一般競争、随意契約)
6.2百万円

<景品表示法等違反事件調査に係る対象商品の分析検査・鑑定等>

B. 景品表示法等違反被疑事件調査に係るその他経費
34.8百万円

(内訳)
非常勤職員 29.4百万円
審査活動旅費等 4.4百万円
試買・図書購入等(随意契約) 1.0百万円

C. 景品表示法に係る情報セキュリティ保全業務等
9.3百万円

(株)内田洋行(一般競争) 4.7百万円
(株)ジャパン・コンピュータ・テクノロジー(一般競争) 2.8百万円
みずほ情報総研(株)(随意契約) 1.8百万円

D. 実態調査等に係る経費
32.3百万円

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)(一般競争) 12.2百万円
医薬基盤・健康・栄養研究所(一般競争) 12.0百万円
トムソン・ロイター・プロフェッショナル(株)(一般競争) 2.9百万円
(株)ミウラオリボ(一般競争) 2.6百万円
(有)LD企画印刷(一般競争) 1.8百万円
(株)ティリー・プラネット(随意契約) 0.8百万円

<表示実態調査等に係る経費>

E. 電子商取引表示調査員に係る経費
0.9百万円

(内訳)
委員等旅費 0.3百万円
謝金 0.4百万円
システム関係(株)パイブドビッツ(随意契約) 0.2百万円

<インターネット上の不当表示の調査・報告等>
※一般消費者にインターネット上の表示の監視を委嘱しているもの

F. その他雑役務経費
28.4百万円

(内訳)
非常勤職員 14.0百万円
職員旅費等 7.2百万円
雑役務費ほか(民間事業者29者)<随意契約> 7.1百万円

<景品表示法等に係る講師派遣旅費、雑役務費等>

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.各検査機関等			B.景品表示法等違反被疑事件調査に係るその他経費			
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
		検査機関名・分析検査の内容を明らかにすることにより、どの分野の商品について調査を行っているかがおおよそ推測できるため、記載を省略。		4.6	非常勤職員手当	景品表示法違反事件調査に係る補助業務	29.4
	計			4.6	計		29.4
	C.(株)内田洋行			D.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
	情報処理業務 庁費	景品表示法に係る情報セキュリティ保全業務	4.7	消費者政策調査費	表示に係る実態調査	12.2	
計		4.7	計		12.2		
E.電子商取引表示調査員に係る経費			F.その他雑役務経費				
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)		
			非常勤職員手当	資料作成等に係る補助業務	14		
計		0	計		14		
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	委託先機関		景品表示法違反事件調査に係る対象商品の分析検査・鑑定等	2.7	一般競争契約 (最低価格)	1	57.8%	
2	委託先機関		景品表示法違反事件調査に係る対象商品の分析検査・鑑定等	1.9	随意契約 (少額)			
3	委託先機関		景品表示法違反事件調査に係る対象商品の分析検査・鑑定等	1.6	一般競争契約 (最低価格)	3	72.5%	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	非常勤職員		景品表示法違反事件調査に係る正規職員の支援業務	29.4				
2	職員等		景品表示法違反事件調査に係る現地調査等	4.4				
3	試買先等		景品表示法違反事件調査に係る試買等	1	随意契約 (少額)			

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)内田洋行		情報セキュリティ保全業務	4.7	一般競争契約 (最低価格)	2	89.3%	
2	(株)ジャパン・コンピュータ・テクノロジー		景品表示法執行NETの改修	2.8	一般競争契約 (最低価格)	9	17.7%	
3	みずほ情報総研(株)		景品表示法執行NETの保守・運用	1.8	随意契約 (その他)			

